

令和2年7月から

新生児聴覚検査費の一部助成が始まります！

生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人いるといわれています。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、療育等の適切な支援を受けることで、ことばの習得を促すことができます。赤ちゃんの健やかな発達のために新生児聴覚検査を受けましょう！

★助成対象となる方★

- ・令和2年7月1日以降に生まれた赤ちゃんで、お母さんの住民票が、さいたま市内にある方。

★対象となる検査と助成額★

- ・自動ABR（自動聴性脳幹反応検査） 上限5,000円
- ・OAE（耳音響放射検査） 上限1,500円

※費用の助成は上記検査のうち、いずれか1回（初回検査）です。

※原則、生後28日以内に受けた検査が対象となります。



★助成券の交付★

- ・令和2年7月1日以降に妊娠届を提出される方
→母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査助成券を交付します。

- ・令和2年7月1日以前に妊娠届を出された方で、令和2年7月1日以降に出産し新生児聴覚検査を受検する方

→保健センターで新生児聴覚検査助成券を交付しますので、母子健康手帳をお持ちください。

★検査の受け方★

検査実施医療機関等で検査の説明を受け、助成券を提出し、検査を受けてください。

赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聞かせて、その時耳や脳から出る反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうか自動的に判定する検査です。検査は数分で終わり、薬を使うこともありません。

★助成方法★

- ・委託契約医療機関で検査を受ける場合

検査でかかった費用から助成券に記載されている金額（5,000円または1,500円）が差し引かれます。（差額は自己負担になります）

- ・里帰りなどで委託契約をしていない医療機関で自己負担により検査を受ける場合

出生日から1年以内に検査を実施したことがわかる書類を添えてご申請していただくことにより、公費負担相当の助成ができる場合があります。（償還払い制度 ※裏面参照）

ご不明な点は、各区保健センター・保健所地域保健支援課にご相談ください。

◎ 詳しくは、さいたま市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.jp/008/016/001/001/p005724.html>



🌸 償還払いの手続きについて 🌸

表面の「助成対象となる方」で、さいたま市と委託契約をしていない医療機関で新生児聴覚検査を受け、その費用を自己負担された方は、申請を行うことで助成（償還払い）を受けることができます。

★助成上限額★

- ・自動 ABR（自動聴性脳幹反応検査） 上限 5,000 円
- ・OAE（耳音響放射検査） 上限 1,500 円

★必要書類等★

- ①さいたま市産婦健康診査・新生児聴覚検査費助成金支給申請書 ※さいたま市のHP からダウンロードできます
- ②未使用の新生児聴覚検査助成券
- ③振込先の口座情報のコピー
- ④新生児聴覚検査受診日の領収書と明細書のコピー（検査日、検査名、医療機関の名称、領収印、金額が記載されているもの）
- ⑤母子健康手帳の「検査の記録（新生児聴覚検査）のページ」等の検査の実施や結果がわかる書類のコピー

（転出された方のみ）

- ⑥転出された先の住民票のコピー

★提出先★

右記宛先にご郵送ください。
（切り貼りしてご利用ください）

〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷7-5-12
さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係 宛て
「新生児聴覚検査費助成金申請書 在中」

【お問い合わせ先】

さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係 TEL：840-2218 FAX：840-2229			
西区役所保健センター	TEL:620-2700 FAX:620-2769	桜区役所保健センター	TEL:856-6200 FAX:856-6279
北区役所保健センター	TEL:669-6100 FAX:669-6169	浦和区役所保健センター	TEL:824-3971 FAX:825-7405
大宮区役所保健センター	TEL:646-3100 FAX:646-3169	南区役所保健センター	TEL:844-7200 FAX:844-7279
見沼区役所保健センター	TEL:681-6100 FAX:681-6169	緑区役所保健センター	TEL:712-1200 FAX:712-1279
中央区役所保健センター	TEL:840-6111 FAX:840-6115	岩槻区役所保健センター	TEL:790-0222 FAX:790-0259